

入 札 者 注 意 書

(林 産 物 関 係)

- 1 , この入札者注意書は、中部森林管理局及び管内森林管理署等の国有林野産物の競争入札を円滑に行うため、入札参加者の方にあらかじめご承知頂くべき入札の事務手続き等を記載したものであります。
- 2 , この入札者注意書は、中部森林管理局及び管内森林管理署等の国有林野産物の競争入札に普遍的に適用される標準事項ですから保存し、その都度の入札公告又は、指名競争入札案内とともに記載事項を十分承知のうえ、入札に参加してください。

中 部 森 林 管 理 局

入札者注意書

(入札心得)

- 第1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札公告(以下「公告」という。)又は指名案内(以下「案内」という。)、国有林野事業林産物売買契約約款、現物及び現地を熟欄承知のうえ入札してください。
- 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 3 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 4 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 5 入札参加者は、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(競争に参加できない者)

- 第2 次の各号の一に該当する者は、競争に参加できません。

ただし、(2)号から(5)号までの事実があった後、2か年を経過した者は、この限りではありません。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者。
- (6) (2)号から(5)号までの一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
- (8) (2)号から(6)号までの一に該当する者を、入札代理人として使用する者。

(委任状などの提出)

- 第3 入札者が代理人であるときは、委任状(様式1)をもって代理権のあることを証明し、その書類を契約担当官等に提出のうえ入札してください。

(入札保証金の納付)

- 第4 入札保証金の納付は、公告又は案内に記載されている方法によります。

(入札書の投函等)

- 第5 入札者は、国が示した書式により入札物件毎に作成し、契約担当官等の指示により、入札締切時刻に入札箱に直接入れてください。
- 2 入札者は、国が公告又は案内によって郵便入札を認めたときは、入札書を郵便又は直接持参して提出することができます。この場合においては、封筒に入れ密封し、封筒の表に入札者氏名、入札物件名及び「入札書在中」と朱書して

提出するとともに、入札保証金を必要とする場合にあっては、入札保証金を同封してください。

- (1) 入札書を郵便で送付する場合は、書留又は配達証明で郵送して下さい。
- (2) 入札保証金を必要とする時は二重封筒を使用し、内封筒に入札参加資格証明書を添えて「入札書」を入れ、外封筒に「入札保証金」と「保管金提出書」又は「担保物件差入書及び入札保証金提供内訳書」を入れて、それぞれ封かんすること。(入札保証金の納付を免除した場合は二重封筒を用いなくてもよい。)ただし、保証金は別に提出してもよい。

(入札書に記載する金額)

第6 入札金額は、特に指定のあるもののほか入札金額欄に消費税相当額を除く総額を記載してください。

- 2 入札に際し、誤って消費税相当額を加算した総金額を記入し、入札書にその旨が明記してあったとしても、当該入札書は、消費税相当額を除く総金額を記入したものとみなします。

(異議申立ての禁止)

第7 入札者は、入札者注意書、国有林野事業林産物売買契約約款、現物等の不明を理由として入札について異議を申し立てることはできません。

(入札の中止)

第8 契約担当官等は、入札に際し次の各号の一に該当し、正当な入札ができないと認められるときは、入札を中止することがあります。

- (1) 入札者が入札に関し、不当な連合をする場合。
- (2) 入札者が入札に関し、契約担当官等の職務執行を妨害する場合。

(入札後における入札書の引換、変更、取消の禁止)

第9 入札書は、入札箱に投函した後、又は郵送並びに直接持参し契約担当官等が受理した後において、これを引き換え若しくは変更し又は取り消すことはできません。

(入札における錯誤等の取扱い)

第10 錯誤等は、次のとおり取り扱うこととなります。

- (1) 開札前に錯誤等を理由として、自らのした入札の無効を申し出ても受理しません。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等による入札無効の申し出をすることはできません。
- (3) 落札宣言後は、いかなる理由によっても、その落札を無効とすることはできません。

なお、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金が提供されている場合には同保証金は国庫に帰属し、同保証金が免除されている場合には、所定の違約金を納付しなければなりません。

(入札の無効)

第11 次の各号の一に該当する入札は無効となります。

- (1) 契約担当官等が競争参加の資格が無いと認めた者が行ったとき。

また、入札参加者の名義変更等があった場合にその承認がされていない者が行ったとき。

- (2) 入札書の誤字、脱字、汚れ、破損、記載もれなどによって、入札金額、入札番号又は物件名及び名称、商号、氏名が確認することができないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名押印がないとき（代理人が入札する場合は、代理人であることの表示）。
- (4) 入札金額を訂正してあって、訂正の押印がないとき。
- (5) 入札保証金を納付する場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (6) 同上、入札保証金が定められた日時までに、その場所に到達しなかったとき。
- (7) 郵便入札を認めた場合にあっては、入札書が封入された封筒面で、入札書であることが確認できないため入札できないとき、又は指定した日時及び場所に到達しなかったとき。
- (8) 森林管理署等名が確認出来ない入札書（連合入札の場合）
- (9) 改め入札として先に入札した金額に追加する金額の入札書及び、この場合の先にした入札書。
- (10) 「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (11) その他、入札事項に違反した入札書。

（入札の辞退）

第12 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでにはいつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について、不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- 3 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次により申し出てください。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式2）を持参し又は郵送してください。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出してください。

（開札及び落札の決定）

第13 開札は、公告又は案内した場所及び日時に、入札者立ち会いのうえ契約担当官等が行います。

ただし、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせます。

- 2 落札は、第11に該当しない者で、予定価格以上の最高の価格者を落札者とします。
- 3 落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。
- 4 前項の場合、入札者が開札場所に不在のとき、又はくじを引かない者があるときは、入札に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定します。

(再度入札)

第14 開札の結果、落札しなかったときは、引き続き入札締切時刻を示して入札者により再度入札を行うことがあります。

(落札の取消し)

第15 落札者は、公告又は案内の指定する期間内に契約するものとし、この期日までに契約をしないとき、又は契約保証金を必要とする場合で落札者が契約保証金の納付をしないときは、正当な理由によって延期をした場合のほか、その落札を取り消します。

(入札保証金等の国庫帰属)

第16 第15により落札を取り消した場合は、入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は国庫に帰属します。

2 入札保証金等が国庫に帰属する場合は、現金、担保又は入札保証保険証券の金額の如何にかかわらず提供したすべての現金、担保等が国庫に帰属します。

3 入札保証金を納めない入札の場合は、落札金額(消費税相当額を含まない金額)の100分の5に相当する違約金を納付しなければなりません。

(契約保証金の納付)

第17 契約保証金の納付を必要とする場合、契約を締結しようとするときは、落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金(契約保証金の納付に代えて国債その他、契約担当官等が指定する担保を含む。)を納付又は提出してください。

2 落札者の申し出により、入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、契約保証金に充当することができます。

(契約書の作成及び契約成立の時期)

第18 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、公告又は案内の指定する期間内に契約書を作成しますが、延納を希望される場合は、予め申し出てください。

2 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税相当額8%を加算した金額をもって、契約金額とします。この場合、消費税相当額の積算において円未満の端数は切り捨てます。

3 契約の成立は、両者が契約書に記名押印したときにおいて、当該契約は確定します。

4 契約書に、「暴力団排除に関する特約条項」(別紙2)を添付すものとします。

(入札保証金等を納めない場合の適用除外)

第19 公告又は案内により保証金を納めさせない入札及び契約の場合は、この入札者注意書中に規定してある入札保証金及び契約保証金の規定は適用しません。

委 任 状

平成 年 月 日

(分任) 契約担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

住 所

委 任 者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊦

私は、都合により
を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 入札物件名
- 2 代理人使用印鑑



様式 2

入 札 辞 退 届

入札物件名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

(分任) 契約担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（売渡人をいう。以下同じ。）は、乙（買受人をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

第4条 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又

は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。
- 2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。
 - 3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。
 - 4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。
 - 5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。
 - 6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 7 乙は、引渡後（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降）に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。